

水張り 5 年ルールについて

山口宇部地域農業推進協議会

◆5 年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象としません。

○ただし、以下に該当するものは、5 年間に一度も水張りが行われなくても交付対象水田から除外しません。

- ①災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ②基盤整備に関連する事業が実施されている場合

※ ①、②のいずれの場合も、過去の作付けの実績及び将来の作付け計画等から、確実に水張りを行うことが確認できる場合は、交付対象とします。

◆水張りは、水稲作付けにより確認することを基本とします。

(主食用水稲、加工用米、飼料用米、WCS 用稲、米粉用米)

○以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ①湛水管理を 1 か月以上行う
- ②連作障害による収量低下が発生していない

☆水張りを湛水管理で行う場合は、以下の書類を必ず提出すること
≪ (様式 4 号) 湛水管理確認 提出書類チェックシート 参照 ≫

◆湛水管理の確認事項

①湛水管理を行う場合は、事前に現地確認依頼書 (様式 1 号及び様式 1 号別紙 1) を提出すること。

※ 6 月 30 日提出〆切

※夏期現地確認 (7 月 25 日～8 月 5 日頃)、秋期現地確認 (11 月 5 日～10 日頃) 以外の現地確認を希望される方は、水張りを行う 2 週間前までに各市窓口まで提出

②湛水管理の確認は、湛水期間中に開始時と終了直前の 2 回、耕作者が写真撮影を行うこと。(撮影の期間を 1 か月以上あけること)

※実施状況写真 (様式 2 号) は経営所得安定対策販売伝票の受付 (12 月頃) に提出

③写真撮影時には、湛水されていることが確認できるように撮ることと、確認票が写り込むように撮ること。(1 筆ごと、取組ほ場すべて)

④経営所得安定対策確認票 (立札) の設置 (湛水管理の実施状況の確認)

◆連作障害が発生していない確認

- ①過去5年間の収量の推移や病害虫の発生状況等が確認できる書類（様式3-1号、様式3-2号）
- ②近傍のほ場における収量及び作期がおおむね同等の同一作物の生育状況との比較により確認できる書類（様式3-1号、様式3-2号）

※収量は、客観的に確認できる書類により確認する。

※困難な場合は、耕作者等が作成した、ほ場ごとの収量の推移や病害虫の発生状況等にかかる記録により確認する。

○飼料作物、野菜等時価販売を行うものについては、耕作者の記録により収量等の確認をする。

- ・収量等の記録がない場合は、今年度より記録を残し、次年度以降の取り組みに向け準備をする。（ほ場ごとの収量、病害虫の発生状況等の記録）

◆上記の証明書類を提出しない場合は、水張りをしたと認めない。

※5年に1度の水稻の作付け（水張り）がないほ場は、交付対象水田から除外されます。（交付対象水田の現行ルールを参照）

※交付対象水田から除外されると、麦、大豆、そば、飼料作物、野菜等に係る交付金が交付されません。